

## エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱

制 定 平成23年5月30日  
社団法人 中央畜産会  
一部改正 平成27年9月10日  
公益社団法人中央畜産会

### 第1 目的

この要綱は、エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を「エコフィード利用畜産物」として認証し、認証マーク等を貼付することにより、畜産物の生産、加工、流通等に関わる事業者及び消費者のエコフィード利用推進の取組に対する社会の認識を深め、エコフィードの安全かつ安定的な利活用の推進と資源循環型社会の構築に資することを目的とする。

### 第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ、当該各号に定めるところによる。

#### ① エコフィード

エコフィード認証制度実施要綱（平成21年2月9日社団法人日本科学飼料協会制定）第3の1の規定により認証された飼料（食品循環資源等利用飼料）をいう。

#### ② エコフィード利用畜産物

エコフィードを給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品であり、第5の各号に掲げる基準を満たすものをいう。

### 第3 事業の実施

- (1) 公益社団法人中央畜産会（以下「中央畜産会」という。）は、第6の（1）に規定する者からの申請に基づき、申請に係る畜産物及びその加工食品について、エコフィード利用畜産物に該当することを認証するとともに、当該エコフィード利用畜産物及び当該エコフィード利用畜産物を利用した商品の容器、包装、納品伝票、商品カタログその他の当該商品に係る書類（以下「容器等」という。）にエコフィードの商標及び別記に定めるエコフィード利用畜産物認証マーク（以下「認証マーク」という。）を申請者及び第4の（1）に規定する申請書に記載された生産から加工・販売に係る者（以下「申請者等」という。）が貼付できることを許諾する契約を申請者と締結するものとする。
- (2) 中央畜産会が申請者と（1）に規定する契約を締結した場合に、中央畜産会と申請者等（申請者を除く。）は、当該契約と同様の契約を締結したものとみなす。
- (3) 申請者等は、認証を受けたエコフィード利用畜産物を利用した商品の容器等に、エコフィードの商標及び認証マークを表示することができるものとする。

- (4) エコフィード利用畜産物認証制度の適正な運営を図るため、中央畜産会にエコフィード利用畜産物認証運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置し、本制度の運営に係る事項の決定及びエコフィード利用畜産物の認証に係る審査を行うものとする。

#### 第4 認証の申請

- (1) エコフィード利用畜産物認証の申請をしようとする者は、エコフィード利用畜産物認証申請書（別紙様式1号）に次の書類を添付し、中央畜産会に提出しなければならない。

- ① エコフィード利用畜産物として認証を受けようとする商品に係る商品概要書。
- ② 当該商品の畜産物の生産に係るエコフィード給与計画書。

- (2) 申請者は、当該申請を行うときは、中央畜産会が定める手数料を支払わなければならない。

#### 第5 認証の基準

第3の(1)に規定する認証は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たしたときに行うものとする。

- ① 生産段階におけるエコフィードの製造、保管及び使用等について、「食品残さ等利用飼料の安全性確保のためのガイドライン（平成18年8月30日付け18消安第6074号）」を遵守していること。
- ② 第4の(1)の②に掲げるエコフィード給与計画が、これまでに蓄積された知見や給与試験等の結果等に基づき、適正に立案されていることを運営委員会において確認できるとともに、計画に基づきエコフィードが給与されていることが確認できること。
- ③ エコフィード利用畜産物認証を受けようとする商品が第4の(1)の①に掲げる商品概要書に基づき、製造されており、当該商品にエコフィード利用畜産物が使用されていることが確認できること。
- ④ エコフィード利用畜産物認証を受けようとする商品ごとに他の商品と区分され、その生産から流通、販売に至るまでの間の流通ルートが特定されていることが確認できること。

#### 第6 認証の申請者及び欠格要件

- (1) 本認証に申請できる者は、畜産物若しくはその加工食品を販売する者又は製造・販売を委託する者（以下「販売者等」という。）とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により認証を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない販売者等は、第4に規定する申請をすること

ができない。

#### 第7 認証の決定及び認証書の交付

- (1) 中央畜産会は、販売者等から認証の申請があった場合、運営委員会においてその内容の審査を行うものとする。
- (2) (1)の規定により、第5の各号に掲げる基準を満たしていることが確認された場合、中央畜産会は、当該申請をした販売者等とエコフィードの商標を利用すること及び容器等に認証マークを貼付することについて許諾契約を締結するとともに認証書を交付する。

#### 第8 認証の有効期間

認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

#### 第9 認証書の備え付け等

- (1) 第7の(2)規定により許諾契約を締結した販売者等（以下「認証販売者等」という。）は、交付された認証書を申請者が所在する事業所内に備え付けなければならない。
- (2) 認証販売者等は第4の(1)に規定する申請書に記載された販売店舗ごとに認証書の写しを作成し、当該販売店舗の売り場に提示することもできるものとする。
- (3) 認証販売者等がエコフィードの商標及び認証マークを貼付した商品を販売する際に消費者等相手方から求められた場合は、認証書又はその写しを提示しなければならない。

#### 第10 認証の更新の申請

- (1) 認証販売者等が、認証の有効期間の満了に際し、引き続き認証を受けようとする場合には、認証の有効期間が満了する日の3ヶ月前までに、エコフィード利用畜産物認証更新申請書（別紙様式2号）を中央畜産会に提出しなければならない。
- (2) 中央畜産会は、(1)の規定に基づき提出された更新申請書を承認したときは、第3の(1)に規定する許諾契約を申請者と新たに締結するものとする。
- (3) (1)に規定する更新申請書の提出があった場合には、第3の(2)の規定により中央畜産会と申請者等（申請者を除く。）が締結したものとみなされる契約については、更新されたものとみなす。

#### 第11 認証の変更の申請

- (1) 認証販売者等が認証申請の内容を変更する場合は、予め、その旨をエコフィード利用畜産物認証変更申請書（別紙様式3号）に定めるところにより、中央畜産会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により急を要する変更に限り、エコフィード利用畜産物認証変更申請書を事後に提出することができるものとする。

- (2) (1) に規定する事前又は事後の提出があった場合で必要があるときは、第3の(2)の規定により中央畜産会と申請者等(申請者を除く。)が締結したものとみなされる契約については、内容が変更され、又は解約されたものとみなす。

#### 第12 規定の準用

第6から第8までの規定は、認証の更新及び変更の場合に準用する。この場合において、認証の変更について、第8中「認証の日から3年間」とあるのは「変更申請前の認証に係る有効期間の残存期間」と読み替えるものとする。

#### 第13 認証の取り消し

- (1) 中央畜産会は、認証販売者等が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すことができる。

- ① 第4の(1)に規定する認証申請書及び添付書類、第10の(1)に規定する認証更新申請書及び添付書類又は第11の(1)に規定する認証変更申請書及び添付書類の記載内容に虚偽が判明したとき。
- ② 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法等の関係法令に違反したとき。
- ③ 第16の(1)及び(2)に規定する報告、第16の(3)に規定する立入調査又は第16の(4)に規定する改善計画書の提出について、正当な理由無く遅滞又は拒否したとき。
- ④ 第16の(4)に規定する改善計画書に記載された事項の改善がなされないことが判明したとき。

- (2) 中央畜産会が(1)の規定により認証を取り消したときは、当該認証販売者等に認証取消の通知をするものとする。

- (3) 認証販売者等が(1)の規定により認証を取り消されたときは、速やかに認証書を中央畜産会に返還するとともに写しを作成した場合にあっては当該写しを適正に廃棄するものとする。

- (4) (1)に規定する認証の取り消しがあった場合には、第3の(2)の規定により中央畜産会と申請者等(申請者を除く。)が締結したものとみなされる契約については、解約されたものとみなす。

#### 第14 認証の辞退等

- (1) 認証販売者等は、次の各号に該当する場合には、エコフィールド利用畜産物認証辞退届(別紙様式4号)により、認証書を添えて速やかに中央畜産会に届け出るとともに写しを作成した場合にあっては当該写しを適正に廃棄しなければならない。

- ① 自ら認証を辞退しようとするとき。
- ② 認証されたエコフィールド利用畜産物に係るエコフィールドの認証が取り消さ

れ、又は当該認証の辞退等の届出があったとき。

- ③ 認証されたエコフィールド利用畜産物が第5の各号に掲げる基準を満たさなくなったとき。

- (2) (1)に規定する届出があった場合には、第3の(2)の規定により中央畜産会と申請者等(申請者を除く。)が契約したとみなされる契約については、解約されたものとみなす。

#### 第15 情報の公表

中央畜産会は、認証されたエコフィールド利用畜産物にかかる認証番号、名称、認証販売者の氏名又は名称、所在地、連絡先及び販売情報等について、ホームページ等で広く公表するとともに、認証販売者は自らも情報提供に努めるものとする。

#### 第16 取組の報告及び立入調査等

- (1) 認証販売者等は、毎年度のエコフィールド利用畜産物の製造・販売等の状況について、翌年度の4月末日までに、エコフィールド利用畜産物製造・販売等状況報告書(別紙様式5号)により中央畜産会に報告するものとする。
- (2) 中央畜産会は、本制度を円滑に運用するために必要な事項について、認証販売者等に対し報告を求めることができる。
- (3) 中央畜産会は、本制度を円滑かつ適正に運用するため、必要に応じ、認証販売者等の申請にかかる関係施設等へ立入調査を行うことができる。
- (4) 中央畜産会は、認証基準の不履行等の問題が生じ、又は判明した場合にあっては、認証販売者等に対し20日以内にその経緯及び改善措置等を記載した改善計画書の提出を求めることができる。

#### 第17 その他

- (1) エコフィールド利用畜産物について、第5の各号に掲げる基準や許諾契約に違反するときは、中央畜産会は許諾契約を締結した認証販売者等に対して許諾契約で定める違約金の支払い請求その他の措置を求めるものとする。
- (2) その他本認証制度の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによる。

別記

## エコフィード利用畜産物認証マークについて

### 1 認証マーク

認証マークについては以下のとおりとし、エコフィード利用畜産物又はそれを使用した商品の容器等に表示できるものとする。



注1：認証マークは緑色（認証マーク利用マニュアルのカラー規定に準じる。）とする。

ただし、容器等の色により判読しにくい場合はその限りではない。

注2：認証マークは、縦横の長さを同一の比率で拡大・縮小し活用するものとする。

### 2 認証番号の表示

認証マークの上部（枠外）には、当該エコフィード利用畜産物の認証書に記された認証番号を表示することとする。

### 3 加工食品又はエコフィード利用畜産物を利用した商品に係る使用割合の表示

加工食品又はエコフィード利用畜産物を利用した商品に認証マークを表示する場合、当該商品の容器等の見やすい箇所に、使用されたエコフィード利用畜産物の名称等と原料としての使用割合を表示するものとする。ただし、使用割合が100%である場合に限り、使用割合の表示を省略可能とする。

【参考】加工食品等への表示であって、認証番号が「23利畜認証第 号」、エコフィード利用畜産物の原料としての使用割合が「〇〇%以上」であった場合の表示例

23利畜認証第 号



この商品にはエコフィード利用畜産物を〇〇%以上使用しています。

又は、この商品に使用されている□□（当該商品の原材料の一部）にはエコフィード利用畜産物を〇〇%以上使用しています。

別紙様式 1 号【申請】

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者氏名  
連絡先

エコフィールド利用畜産物認証申請書

エコフィールド利用畜産物認証制度実施要綱第 4 の（１）の規定に基づき、下記のとおり  
エコフィールド利用畜産物認証を受けたいので、関係書類を添付の上、申請します。

記

- 1 認証を受けようとするエコフィールド利用畜産物について  
別添 1 の 1 のとおり
- 2 農場における認証エコフィールドの保管及び使用状況  
別添 1 の 2 のとおり
- 3 エコフィールド給与計画  
別添 1 の 3 の A 又は B のとおり
- 4 商品概要書  
別添 1 の 4 のとおり
- 5 生産から流通・販売の特定状況について  
別添 1 の 5 のとおり

## 別添 1の1

認証を受けようとするエコフィード利用畜産物について

① エコフィード利用畜産物

利用畜種

利用した畜産物の種類

商品の名称

② 給与した認証エコフィードの認証番号  
〇〇認証第〇〇号及び購入伝票(写)

③ 製造・販売計画(日産、月産／個、kg)

|      |    |      |
|------|----|------|
| 製造計画 | 日産 | 個、kg |
|      | 月産 | 個、kg |

|      |    |      |
|------|----|------|
| 販売計画 | 日産 | 個、kg |
|      | 月産 | 個、kg |

別添1の2

農場における認証エコフィード及び飼料の保管並びに使用状況

生産農家

住所

氏名

食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドラインの遵守状況を報告します。

| ガイドラインの規定                                                                                                                                   | 遵守状況                          |                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------|
| <p>1 保管<br/>カラス等からの隔離又は異物混入を防止するため、紙袋、トランスバック等密閉容器で保管している。</p>                                                                              | 保管状況                          |                   |
| <p>2 使用<br/>(1) 使用の制限<br/>哺乳動物由来たん白質等を含む飼料(乳及び卵に由来するものは除く)は、豚又は家きんに以外に使用してはならない。</p>                                                        | 使用の状況                         |                   |
| <p>(2) 使用上の注意事項<br/>搬入された飼料は、速やかに使用する。また、食塩、硫酸塩の含有量を含め栄養成分量を把握し、適切な割合で使用する。</p>                                                             | 使用の状況                         |                   |
| <p>(3) 生残飯の取り扱い<br/>生肉等が混入している可能性のあるものは、70℃、30分以上又は80℃、3分以上加熱処理した後に使用する。なお、生肉等が混入している可能性がない場合においても病原微生物汚染を防止する観点から必要に応じて適切な温度で加熱して使用する。</p> | <p>生残飯は使っている</p>              | <p>生残飯は使っていない</p> |
|                                                                                                                                             | <p>(使っている場合は)<br/>加熱温度・時間</p> |                   |

別添1の3のA

エコフィード給与計画書  
(エコフィード利用畜産物が牛肉等の場合)

申請者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

|                                      |           |     |              |     |           |              |  |
|--------------------------------------|-----------|-----|--------------|-----|-----------|--------------|--|
| 家畜の種類                                |           |     | 畜産物の<br>利用方法 |     |           | 出荷月齢<br>(日齢) |  |
| 飼料給与をする時期                            |           |     |              |     |           |              |  |
| 飼料給与<br>量<br><br>(乾物換算<br>重量で記<br>載) | 〇〇用       |     | 〇〇用          |     | 〇〇用       |              |  |
|                                      | 家畜の月齢(日齢) |     | 家畜の月齢(日齢)    |     | 家畜の月齢(日齢) |              |  |
|                                      | 飼料の名称     | 給与量 | 飼料の名称        | 給与量 | 飼料の名称     | 給与量          |  |
|                                      | 認証エコフィード  |     | 認証エコフィード     |     | 認証エコフィード  |              |  |
|                                      | その他飼料     |     | その他飼料        |     | その他飼料     |              |  |
|                                      | 合 計       |     | 合 計          |     | 合 計       |              |  |
|                                      |           |     |              |     |           |              |  |

注: 〇〇用には、子畜用、繁殖豚・牛用、肥育前期・後期用等の記載をしても良い。

給与量は、1頭あたりの乾物重量換算の平均給与量又は割合で記載する。

添付資料 エコフィードの購入伝票(写)  
認証エコフィードの成分表(写)

参考となる認証エコフィードの給与試験結果  
組合等が作成した飼養管理マニュアル等

別添1の3のB

エコフィード給与計画書  
(エコフィード利用畜産物が生乳、卵の場合)

申請者 住所

氏名 \_\_\_\_\_

|                          |                              |          |     |
|--------------------------|------------------------------|----------|-----|
| 家畜の種類                    |                              | 畜産物の利用方法 |     |
| 認証エコフィード給与の開始時期          | 搾乳・採卵の _____ 日前から(原則は10日前から) |          |     |
| 飼料給与の内容                  |                              |          |     |
|                          | 飼料の名称                        | 給与量      | 備 考 |
| 飼料給与量<br><br>(乾物換算重量で記載) | 認証エコフィード                     |          |     |
|                          | その他飼料                        |          |     |
|                          |                              | 合 計      |     |
|                          |                              |          |     |

注: 給与量は、1頭あたりの乾物重量換算の平均給与量又は割合で記載する。

添付資料 エコフィードの購入伝票(写)  
認証エコフィードの成分表(写)

参考となる認証エコフィードの給与試験結果  
組合等が作成した飼養管理マニュアル等

別添 1の4

商品概要書

申請者 住所

氏名

1 エコフィード利用畜産物の名称

(1) 商品の原材料表示

エコフィード利用畜産物の割合

(2) 加工又は調理の方法

2 エコフィード利用畜産物を利用した商品

|          |        |     |
|----------|--------|-----|
| 販売者氏名 A  | 住所     | 連絡先 |
| 販売する商品名  |        |     |
| 加工・調理の方法 |        |     |
| 原材料表示の方法 |        |     |
| 販売者氏名 B  | 住所     | 連絡先 |
|          | 販売する場所 |     |
| 販売する商品名  |        |     |
| 加工・調理の方法 |        |     |
| 原材料表示の方法 |        |     |
| 販売者氏名 C  | 住所     | 連絡先 |
|          | 販売する場所 |     |
| 上記Aに同じ   |        |     |
|          |        |     |
| 販売者氏名 D  | 住所     | 連絡先 |
|          | 販売する場所 |     |
| 上記Aに同じ   |        |     |

別添 1 の5

生産から流通・販売の特定状況について

■ (1) 商品の流通経路図

■ (2) 生産から加工販売にかかる生産者、事業者等氏名名称住所連絡先

■ (3) 流通にかかる契約等の締結状況(リサイクルループ、流通ルートにかかる覚書等の締結状況)又は流通ルート・区分の特定の方法

注1 生産から加工・販売にいたるまでの経路図

注2 複数となる場合には、別様として一覧表で添付

別記様式２号【更新】

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

住 所 氏名又  
は名称 代表  
者氏名 連絡  
先

エコフィード利用畜産物認証更新申請書

エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱第１０の（１）の規定に基づき、下記のとおり認証の更新をしたいので、関係書類を添付の上、申請します。

記

- １ エコフィード利用畜産物の認証番号及びその商品の名称
- ２ 申請内容の変更の有無
- ３ その他特記事項

注：認証書の写しを添付すること

別記様式 3 号【変更】

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

住 所 氏名又  
は名称 代表  
者氏名 連絡  
先

エコフィード利用畜産物認証変更申請書

エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱第 11 の（１）の規定に基づき、下記のとおり申請内容を変更したいので、関係書類を添付の上、申請します。

記

- 1 エコフィード利用畜産物の認証番号及びその商品の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更理由
- 4 変更箇所の対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
|   |   |

注 1：認証書の写しを添付すること 注 2：別紙様式 1 号により申請した際に添付した書類のうち、変更された箇所にかか  
る追加及び更新版を添付すること

別記様式 4 号【辞退】

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

住 所 氏名又  
は名称 代表  
者氏名 連絡  
先

エコフィールド利用畜産物認証辞退届

エコフィールド利用畜産物認証制度実施要綱第 1 4 の（１）の規定に基づき、下記のとおり認証を辞退したいので、関係書類を添付の上、届け出ます。

記

- 1 エコフィールド利用畜産物の認証番号及びその商品の名称
- 2 辞退の理由
- 3 その他特記事項

注：認証書（原本）を添付すること

別紙様式 5 号【実施状況報告】

公益社団法人中央畜産会 会長 殿

住 所 氏名又  
は名称 代表  
者氏名 連絡  
先

エコフィード利用畜産物製造・販売等状況報告書

エコフィード利用畜産物認証制度実施要綱第 16 の（１）の規定に基づき、下記のとおり、関係書類を添付の上、報告します。

記

1 エコフィード利用畜産物の認証番号及びその商品の名称

2 エコフィード利用畜産物の製造・販売等の状況

| 申請者等の<br>名称 | エコフィード利用畜<br>産物名又は商品名 | 許諾年月日<br>(更新年月日) | 製造数量 | 販売数量 |
|-------------|-----------------------|------------------|------|------|
|             |                       |                  |      |      |
|             |                       |                  |      |      |
|             |                       |                  |      |      |
|             |                       |                  |      |      |

3 エコフィード利用畜産物認証を取得した効果

4 その他特記事項

注：① 認証書の写しを添付すること ② 別添 1 の 3 の A 又は B の「エコフィード給与計画書」を「エコフィード給与

実績書」とし、給与量の欄を給与実績に書き改め、エコフィードの購入伝票（写）を添付したものを添付すること。